

税 額

申告書提出と併せて本市の税率で算出した法人税割額と均等割額との合計額を記入し納付してください。

延滞金の計算方法

未納税額の納期限の翌日から納付(納入)日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント。ただし、当該年の前年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントを加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には年7.3パーセント)を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- (注) ① 各期別の税額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ② 各期別の税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
- ③ 延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ④ 延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

納 付 で き る 金 融 機 関 の 一 覧

広島銀行 中国銀行 もみじ銀行
山口銀行 伊予銀行 山陰合同銀行
百十四銀行 西日本シティ銀行 トマト銀行
香川銀行 愛媛銀行 しまなみ信用金庫
広島信用金庫 広島県信用組合 備後信用組合
両備信用組合 信用組合広島商銀 笠岡信用組合
中国労働金庫 福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会

以上 の 金 融 機 関 の 全 国 店 舗

中国 5 県 内 の ゆ う ち ょ 銀 行 ま た は 郵 便 局

※ 金融機関の名称は、2024年4月1日現在のものです。
その後名称等の変更がある場合は、読み替えてください。